

京都市京セラ美術館（京都市美術館）コレクションルーム（春）の展示装飾
及び展示台等造作業務受託事業者選定 仕様書 案

1 委託業務名称

京都市京セラ美術館（京都市美術館）コレクションルーム（春）の
展示装飾及び展示台等造作業務

2 展示場所

京都市京セラ美術館本館 1 階南回廊

3 展示概要

別紙 3 コレクションルームの概要を参照

4 履行期間

契約締結日～令和 2 年 3 月 3 1 日（火）

※展示室での展示装飾，造作物の搬出入等は令和 2 年 3 月 2 日（月）～6 日（金）
とする。

5 委託業務内容

(1) 本業務を進めるにあたっての基本内容

ア 受託事業者は，本市と定期的に協議を行い，業務を進めていくこと。

イ 受託事業者は，契約締結日から業務完了日までの全体工程書案を本市と協議
のうえ作成すること。作成した全体工程書案については，協議の際に進捗状況
を反映させたものをその都度作成し，更新内容を本市及び受託事業者において
共有すること。

ウ 業務の提案及び実施にあたっては，別紙 3「コレクションルームの概要」，別
紙 4「コレクションルーム（春）出展作品リスト」，別紙 5「京都市京セラ美術
館 1 階平面図」，別紙 6「コレクションルームイメージ」，別紙 7「コレクショ
ンルーム展示ケース図面」，別紙 8「コレクションルーム出入口 壁面図面」，
別紙 9「コレクションルーム出入口 現状」，別紙 10「サイン等図面」を参
照すること。なおこの作品配置図や作品リスト等には変更が生じる可能性があ
る。

(2) 企画作成・立案・実施図面等の作成

ア 受託事業者は，履行場所の特性（壁面・床の保護，電源の確保，搬入口の大

きさ等)を踏まえ、展示空間デザイン画、照明機器の仕込み図等を作成すること。

イ 受託事業者は、展示空間に設置する適切なカットライトの機種について提案すること。

(3) 展示空間のデザイン、造作

ア 受託事業者は、展示空間の特性や来館者の動線等を踏まえ、京都市京セラ美術館における展示空間等のデザイン及び造作を行うこと。デザイン及び造作の際は、壁面や床の養生及び来場者の動線に配慮すること。

(造作内容)

- ・ 展示台等の造作作業

コレクションルーム・春で作成が必要な造作物 ※キャプション等は除く

陳列室	作成物	サイズ
陳列室 (106 号室)	アクリルカバー付 展示台 4 台	H1000×W800×D800 アクリル H600
	屏風台 9 台	H250×W1800×D600
	陳列室 (108 号室)	屏風台 5 台
陳列室 (109 号室)	屏風台 3 台	H250×W1800×D600
陳列室 (110 号室)	屏風台 7 台	H250×W1800×D600
南玄関広間, 事務所展示室 A・B	アクリルカバー付 展示台 4 台	H1000×W800×D800 アクリル H400

- ・ キャプションパネル (約 100 点)、あいさつ・セクション解説パネル (8 点) の制作。サイズや体裁のフォーマットは本市が指定する。
 - ・ 展覧会のタイトルウォールである中央ホールコルトンフィルム (H1500×W3300) の出力・設置。デザインは本市から入稿する。(別紙 10 を参照)
 - ・ 京都市京セラ美術館敷地内の屋外ポスターボード北、南東角の 2 箇所へインクジェットシート貼り (H540×W765) の出力・設置。デザインは本市から入稿する。(別紙 10 を参照)
 - ・ 恒久的な使用を目的としたコレクションルーム入り口の壁面造作・設置 (別紙 8, 9 を参照)
 - ・ 107 号室に平面作品を展示する耐久性を持ち、今後展示替えの際に移動が可能な仮設壁面 (H3600×W1800, 2 面 1 台, クロス貼り塗装仕上げ) の造作。
 - ・ 南玄関広間に展示する彫刻作品の背景に展示空間に適する白色の布等を設置。
- イ 受託事業者は、提案した展示装飾等のデザイン・仕様をベースに本市と協議の上、適宜修正し、造作すること。

(参考：展示空間構成)

コレクションルーム春：

陳列室（106号室）：絵画，工芸

陳列室（107号室）：絵画，彫刻，工芸

陳列室（108号室）：絵画

陳列室（109号室）：絵画

陳列室（110号室）：絵画，彫刻

陳列室（南玄関広間，事務所展示室A・B）：工芸，彫刻，版画

※ 陳列室（106号室）には展覧会出展リスト配架棚，音声ガイドブースを設置する。また出口箇所に音声ガイド回収ボックス等を設置する。

（4）照明機器の調達・設置

ア （2）で提案したカッターライトの調達のほか，受託事業者は，京都市京セラ美術館における会場設営のため京都市京セラ美術館が所有する照明を設置すること。

イ 受託事業者は本市と協議の上，音声ガイド貸出等を行うための本市が準備した什器の設営。照明の仕込み図及び照明プランを作成し，照明機材を設置すること。

（5）展示空間設営

ア 受託事業者は，展示空間の設営前に，本市の立ち合いの下，現状確認を行い，事業終了後の原状回復の実施を判断するための資料を作成すること。資料の作成に当たっては，画像などの記録を取り，設営箇所を明確に把握すること。

イ 受託事業者は，業務の実施に当たり，履行場所を損傷することのないよう予防措置を取ること。履行場所を損傷させた場合には，本市と協議の上，原状回復の方法や実施時期などについて決定するものとする。

ウ 受託事業者は，展示空間設営を実施する上で，技術監督者を配置し，本市及びその他業務の受託業者との連絡調整を行い，全体のスケジュールを管理し，共有すること。また，必要に応じて本市との協議の場を設定し，連携して業務にあたること。

エ 本業務には，設営物の撤去を含まない。

（6）実施運営における法令順守

ア 本業務の実施は，関係法令を遵守して行うこと。また，受託事業者は，消防協議をはじめ，所管する官公庁等との必要な協議等を実施の上，指導等があった場合には遅滞なく行うこと。

ただし，本市の対応や調整が必要となる業務については，本市が対応又は同行する。

イ 受託事業者は，本事業を実施するに当たり発生する申請業務及び届出業務を行うこと。ただし，本市の対応や調整が必要となる業務については，本市が対応又は同行する。

（7）業務実施報告書の作成

本業務終了後，実施内容について業務実施報告書を作成すること。業務実施報

告書の対象期間については、施工期間を対象とし、最低限、下記の内容を盛り込むこと。

なお、業務実施報告書の作成に当たっては、業務内容が分かる記録画像を含めることとする。記録画像については、施工期間を対象とし、作業の進捗に応じて撮影を行うこと。

- ア 担当業務ごとの配置人数
- イ 各業務の従事画像（業務ごと）
- ウ 展示空間などの設置物の画像（設置物毎）
- エ 実施前の現状及び実施後の画像
- オ 期間中の全体スケジュール
- カ 各種図面，デザイン画
- キ 記録映像（電子媒体），記録画像（電子媒体）

6 留意事項

- (1) 事業を円滑に進めるため、経験豊富なスタッフを配置すること。
- (2) 受託事業者は円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (3) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。
- (4) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (5) 受託事業者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (6) 本事業の成果物の著作権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議し、その決定に従うこと。